

信州大学と大鵬薬品工業株式会社との間における連携・協力に関する協定書

信州大学と大鵬薬品工業株式会社（以下「両者」という。）は、連携・協力して、信州大学大学院農学研究科修士課程及び総合工学系研究科博士課程（以下併せて「研究科」という。）における教育研究の一層の充実と当該研究科学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、信州大学、大鵬薬品工業株式会社間及び大鵬薬品工業株式会社、学生間相互の研究の交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の採用）

第1条 信州大学は、大鵬薬品工業株式会社と協議の上、別紙に定める大鵬薬品工業株式会社の役職員を、信州大学の人事関係規程に定める研究科の非常勤の教員として採用する。この場合において、信州大学は、信州大学客員教授等選考基準（平成16年信州大学基準第2号）の規定に基づき、当該採用された者に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

（客員教員の任期）

第2条 客員教員の任期は、原則として、信州大学の1事業年度の範囲内で両者別途協議の上、定めるものとする。ただし、両者が協議の上、その期間を更新し、短縮し、又は延長することができる。

（客員教員の職務）

第3条 客員教員は、信州大学又は大鵬薬品工業株式会社の施設において学生の教育研究（以下「教育研究」という。）を行うものとする。大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を行うときは、その教育研究の範囲は、別途大鵬薬品工業株式会社が定めることができるものとする。

（客員教員の手当）

第4条 信州大学は、客員教員に対し、信州大学の予算の範囲内において非常勤講師手当を支給する。

（客員教員の研究費等）

第5条 客員教員の教育研究に要する研究費、旅費等は、信州大学の予算の範囲内で信州大学の関係規程に基づき、これを信州大学が客員教員に対して支給する。

（客員教員の専攻会議への出席）

第6条 客員教員は、研究科の修士課程又は博士課程の専攻長が必要と認めたときは、当該専攻会議の構成員となることができるものとする。ただし、大鵬薬品工業株式会社は、客員教員が信州大学の人事、予算、組織その他の信州大学の管理運営に関する事項の審議に加わることができないことを確認する。

(客員教員の災害補償)

第7条 信州大学は、客員教員が職務上、通勤上又は職務に係る移動上に災害を受けた場合は、この者に対し、災害補償を行うものとする。

(教育研究)

第8条 研究科の教員と客員教員は、緊密に連携し、教育研究に当たるものとする。

また客員教員は、信州大学が別途行う教育研究に参加することができるものとする。

- 2 教育研究を通じて信州大学又は学生が知り得た大鵬薬品工業株式会社の業務上、技術上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、信州大学はこれを秘密として保持するとともに、この協定に基づく教育研究の目的以外の目的に使用してはならない。また信州大学は、学生に秘密情報を秘密として保持させるとともに、教育研究の目的以外の目的に使用させてはならない。
- 3 客員教員が大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を行う場合、その施設・設備の使用料は、無償とする。
- 4 教育研究を円滑に行うため、大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を行う場合や関係機関に要望する必要があるときは、両者は協力してこれに当たるものとする。

(学生の資格等)

第9条 大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を受けることのできる学生の資格又は身分は、大鵬薬品工業株式会社の定めるところによるものとする。

- 2 学生が大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を受ける際に、学生の故意又は過失により標本資料、設備機器等を滅失、破壊若しくは損傷し、又は大鵬薬品工業株式会社若しくは第三者に損害を与えた場合、事故を発生させた場合等の損害賠償については、両者が協議してこれを処理するものとする。
- 3 学生が大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を受ける際に、学生の故意又は過失により身体に傷害を受けた場合は、大鵬薬品工業株式会社はその責を負わないものとする。
- 4 信州大学は、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務づけるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 学生が、大鵬薬品工業株式会社の施設において教育研究を受けて得た研究成果については、研究科の履修の範囲内のものにあつては、大鵬薬品工業株式会社の書面による事前の承諾を得た上で、これを公表することができるものとする。

(発明)

第11条 信州大学の教員と客員教員が共同して行う研究に基づき発明・考案が生じた場合は、これに係る特許、実用新案等の産業財産権を受ける権利及びこれに基づく産業財産権並びにノウハウ（以下併せて「産業財産権等」という。）は、両者の共有とし、持分は均等とする。両者は、産業財産権等を自由に利用することができるものとし、また大鵬薬品工業株式会社は、自己の関係会社をしてこれを利用させることができるものとする。ただし、この場合においては信州大学の書面による事前



の承諾を得ることとし、信州大学は合理的な理由なく当該承諾を拒まないものとする。

- 2 客員教員が学生に対して行う教育研究において発明・考案が生じた場合は、両者相互にその旨及び発明・考案の内容を共有化するものとする。当該発明・考案に係る産業財産権等の帰属については、両者は誠意をもってその取り扱いについて、協議するものとする。産業財産権の帰属の如何に拘らず、大鵬薬品工業株式会社は、当該産業財産権等を自由に利用することができるものとし、また大鵬薬品工業株式会社は、自己の関係会社をしてこれを利用させることができるものとする。ただし、この場合においては信州大学の書面による事前の承諾を得ることとし、信州大学は合理的な理由なく当該承諾を拒まないものとする。
- 3 信州大学は、大鵬薬品工業株式会社が相当の一時金を信州大学に支払うことにより、前各項ただし書にいう承諾を与えることがあることを確認する。また、前各項の規定は、両者別途協議の上、信州大学または学生に帰属する産業財産権等の持分を、合理的な対価で大鵬薬品工業株式会社に譲渡することを妨げるものでないことを、両者確認する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により1年間更新することができるものとし、その後においても同様とする。上記の規定に拘らず、この協定の有効期間は、平成26年3月31日を越えないものとする。

(疑義の解決等)

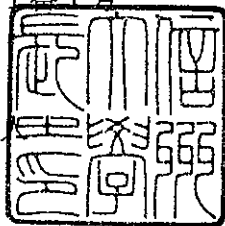
第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、改定の必要が生じた場合又はこの協定に定めるもののほか必要な事項を新たに定める場合は、両者が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月16日

長野県松本市旭三丁目1番1号

信州大学長
山沢清



東京都千代田区神田錦町1丁目27番

大鵬薬品工業株式会社

癌分野統括本部専務取締役本部長

西山直孝



(別紙)

客員教員となる大鵬薬品工業株式会社の役職員

氏 名	役 職
大 谷 敏 夫	製品情報部 医薬品情報室 (徳島駐在)
吉 田 健一郎	徳島研究センター 薬物動態研究所長
大 家 真 治	創薬センター 開発薬理研究室長

